

資料提供
令和6年5月31日
課名：経営革新課
担当者：森川
内線：3460
直通電話：082-513-3371

経営革新計画の承認について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和6年5月に2件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,020件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和6年5月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	経営革新計画のテーマ
株式会社ITZ 安芸郡府中町	平成25年	45,000	23	情報サービス業	広島初のAI汎用検査装置の開発
株式会社ナカオカ 広島市中区堀川町	昭和31年	10,000	11	その他の小売業	オーバーホール・修理の内製化による顧客満足度向上

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものを言います。